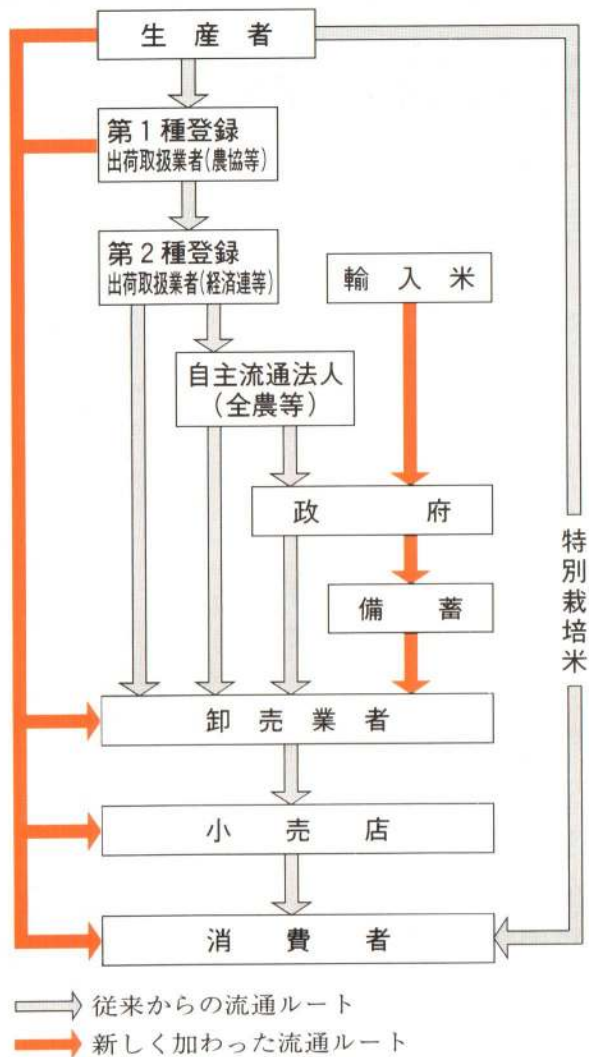


米の主な流通経路



ればならないことになっていきます。政府が買入れれる量は備蓄する量にとどまり、ほぼ一定している、生産調整に参加した生産者だけに配分されます。自主流通米の取り扱量については、生産調整への参加の有無にかかわらず、買入れ可能となりますが、需給のバランスなどにより出荷取扱業者の判断に委ねられることから、供給が過剰な場合などはその出荷取扱業者がどのような対応をするのか、または生産調整への参加の有無によって差をつけざるを得なくなるのか、今後の検討課題と思われまます。いずれにしても、対応の仕方によっては「生産者の自主性

自由米は法的に認められます

を重んじる生産調整」の実現は難しくなること、及び出荷取扱業者に頼る生産者と頼らない生産者で、生産調整への参加の違いが出てくるのが考えられます。

新食糧法の下では、食管法で規定されていた生産者の売り渡し義務が廃止され、出荷先については多種多様な流通経路（左図参照）が存在するようになります。生産者は、出荷数量などを食糧事務所に届け出れば、消費者や小売業者に計画外流通米として直接販売することができるようになりました。

消費者はどう変わる

ニーズに対応した多種多様な流通

食管法の下では、販売業者が定数のある許可制で、新規参入が規制されていましたが、新食糧法の下では、流通規制が大幅に緩和され、登録制となり、（申請手続きは八年六月から）だれでも登録できるようにになります。そこで、米の自由な生産、流通ルートの多様化、販売業への新規参入などが急速に進むことが予想され、米を取り巻く情勢が大きく変わるものと思

豊作、凶作によって

価格の幅が大きいのでは

豊凶による価格変動に対応するため、政府は政府米として生産者から買入れた米と輸入米を備蓄することが、法に明確に示されています。そこで、政府は豊凶による需給変動にも機能的に対応し得るよう、一部民間備蓄も含め、百五十万トンの確保を基本として、一定の幅を持って運用し、需給の調整と価格の安定を図ることにしています（下図参照）。備蓄米は一年間保管した後、主食用、加工用などに売却されます。

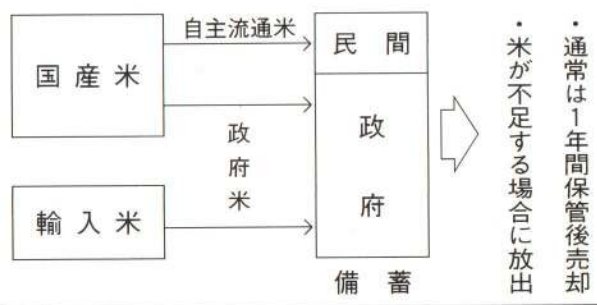
生産者からの直接購入はいつからできるのか

新食糧法が施行された十一月一日からすでに、計画外流通米として生産者から直接購入できるようになっています。ただし、七年産米については、生産者はすでに販売委託の契約に基づいて、そのほとんどが販売済みであることから、実質八年産米からの実施となるものと思われまます。

新食糧法のポイント

1. 全体需給の調整
2. 民間流通による自主流通米を主体
3. 需給実勢が的確に反映される価格形成
4. 規制緩和による流通の合理化

備蓄運用の考え方



・通常は1年間保管後売却
・米が不足する場合に放出